

答弁書第一号

内閣参質一九二第一号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百四十三号）第二条の規定に基づき拉致被害者として認定されている十七名以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。

三について

政府としては、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。

四について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

五について

政府としては、御指摘の平成二十七年十二月十七日（現地時間）に国際連合総会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議のフォローアップに関し、関係国と効果的な方法を協議していくとともに、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。